

## 開志専門職大学研究活動に係る不正行為防止に関する規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、開志専門職大学（以下「本学」という）における研究活動上の不正行為の防止および不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

## (1) 不正行為

## ①捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

## ②改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

## ③盗用

他の研究者のアイデア、分析、解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること。

④ ①から③以外の研究活動上の不適切な行為であって、研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。

## (2) 研究者等

本学において研究活動に従事している教員、研究員、学生および本学の施設や設備を利用して研究に携わる者をいう。

## (3) 配分機関

文部科学省および他府省ならびにそれらが所管する独立行政法人。

## (4) 配分機関等

配分機関および地方公共団体ならびに民間の法人や団体等をいう。

## (研究者等の責務)

第3条 研究者等は、関連法令等や研究資金の取り扱いルールなどを遵守し、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならない。また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、研究倫理および研究活動に係る法令等に関する研修等を受講しなければならない。

3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性および相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

## (最高管理責任者)

第4条 本学に研究倫理の向上および不正行為の防止等に関し、本学全体を統括する権限と責任を持つ者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。
- 3 最高管理責任者は、不正行為を防止する方策を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者および研究倫理教育責任者が責任を持って不正行為の防止が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

## (統括管理責任者)

第5条 本学に最高管理責任者を補佐し、研究活動における不正行為の防止について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、教育担当副学長をもって充てる。

## (研究倫理教育責任者)

第6条 本学に各部局等の研究活動における不正行為を防止する方策の実施について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置き、公的研究費の不正使用防止に関する規程に定めるコンプライアンス推進責任者をもって充てる。

- 2 研究倫理教育責任者は、当該部局等に所属する研究者等に対し、研究倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

## (通報窓口)

第7条 本学に研究活動における不正行為についての通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という）を置き、顧問をもって充てる。

- 2 通報窓口は、告発を受けたときは直ちに統括管理責任者を通じ、最高管理責任者に報告するものとする。

## (告発の取扱い)

第8条 告発は、電子メール、ファクシミリ、書面、面談などの手段で原則として自らの氏名を明らかにした上で行うものとし、研究活動における不正行為を行ったと疑われる研究者等の氏名またはグループ名ならびに不正行為の内容および不正であるとする科学的な合理性のある理由等を明示して行わなければならない。

- 2 研究者等が研究活動を行っている他の研究機関等から当該研究者等に対する不正行為についての告発が回付されてきたときは、告発があったものとして取り扱うものとする。
- 3 匿名の告発があった場合は、統括管理責任者と協議の上、告発がなかったものとして取り扱うことができるものとする。
- 4 通報窓口は告発の意思を明示しない相談があった場合は、その内容に応じて、統括管理

責任者と協議の上、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認する。これに対して告発の意思表示がなされない場合にも、統括管理責任者の判断で告発があったものとして取り扱うことができる。

- 5 書面による告発など、通報窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発がなされた場合、統括管理責任者は告発者（匿名の告発者を除く。ただし、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は自ら氏名を明らかにして告発した者として取り扱う。）に、告発を受け付けたことを通知する。
- 6 研究活動における不正行為が行われようとしている、または不正行為を求められているという告発・相談について、統括管理責任者はその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、被告発者に警告を行う。
- 7 報道や学会、インターネット等（以下「報道等」という）により研究者の研究活動における不正行為に関する指摘がなされた場合には、匿名による告発があった場合に準じて取り扱う。
- 8 統括管理責任者は第3項から第6項の事項を行った場合、最高管理責任者に報告するものとする。

（守秘義務）

第9条 通報窓口または調査等に関係する教職員等は、業務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。教職員等でなくなった後も同様とする。

（懲戒）

第10条 本学は、不正行為または悪意にもとづく告発であるとの調査結果が確定した者について、本学懲戒規定にもとづく、懲戒の手続きに付すものとする。

（法的措置）

- 第11条 不正行為または悪意にもとづく告発により本学に損害が生じたときは、損害を賠償させるものとする。
- 2 不正行為または悪意にもとづく告発であるとの調査結果が確定した者に対し、必要に応じて法的措置を講じるものとする。

（保護）

- 第12条 通報窓口への告発者または調査に協力する関係者に対し、単に告発または調査協力したことを理由として、懲戒処分その他いかなる不利益な取扱いも行わない。
- 2 調査対象者に対し、単に告発されたことを理由として、この規程に定める措置を除き、懲戒処分、研究活動の禁止その他いかなる不利益な取扱いも行わない。
- 3 教職員等は、前2項にもとづき、単に告発もしくは調査協力したことまたは単に告発されたことを理由として、不利益な取扱いや嫌がらせをしてはならない。

(本学以外に所属する者の取り扱い)

第13条 本学に被告発者の全部または一部が所属していないことなどにより、本学が調査等の対応をすることが適切でない認められる事案あるいは本学と他の研究機関が連携して調査等の対応をすることが適切であると認められる事案については、被告発者の所属研究機関等へ通知し、または協力して対応することとする。

(予備調査および予備調査委員会)

第14条 最高管理責任者は、研究者の研究活動における不正行為に係る告発があった場合には、被告発者が属する学部等の長(以下「当該学部長等」という)に対して、予備調査を付託する。

2 予備調査を付託された当該学部長等は、予備調査委員会を設置し、付託を受けた日から14日以内に、その調査結果を最高管理責任者に報告する。

3 予備調査委員会は、次の各号の委員により構成し、統括管理責任者を委員長とする。ただし、告発者および被告発者と利害関係が認められる等の者が含まれる場合は、最高管理責任者が任命する。

(1) 統括管理責任者

(2) 当該学部長等

(3) 調査対象者の所属部局等から選出された者 若干名

4 最高管理責任者は第2項の報告に基づいて本調査の要否をすみやかに決定する。

5 本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。この場合、予備調査に係る資料等を保存し、当該事案に係る配分機関等および告発者の求めに応じ開示するものとする。

6 本調査を行うことを決定した場合、その旨を告発者および被告発者に通知し、調査への協力を求める。なお、告発された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないように配慮する。また、当該事案に係る配分機関等および文部科学省に報告する。

(調査委員会)

第15条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した日から30日以内に、調査委員会を設置し、調査を開始させる。

2 調査委員会は、次の各号の委員により構成し、統括管理責任者を委員長とする。ただし、告発者および被告発者と利害関係が認められる等の者が含まれる場合は、最高管理責任者が任命する。

(1) 統括管理責任者

(2) 調査対象者が所属する部局等の研究倫理教育責任者

(3) 最高管理責任者が委嘱する者 若干名

(4) 最高管理責任者が委嘱する外部有識者3名

- 3 調査委員会の委員のうち、半数以上は外部有識者とする。
- 4 最高管理責任者は、告発者および被告発者に対し、調査委員会の委員の氏名および所属を通知する。
- 5 告発者および被告発者は、前項の通知後7日以内に、委員について異議申し立てを行うことができる。
- 6 前項の異議申し立てがあり、最高管理責任者がその内容を妥当と認めた場合、委員を変更する。

(調査内容等)

第16条 調査委員会は、次の各号に定める事項について調査し、認定する。

- (1) 不正行為の有無
  - (2) 不正行為の内容
  - (3) 関与した者および関与の程度
  - (4) 当該論文等および当該研究活動における関与した者の役割
  - (5) その他必要と認めた事項
- 2 調査委員会は、次の各号の方法により調査を行う。
- (1) 当該研究活動および関連する研究活動に関する論文、実験・観察記録ノート、実験データ等の各種資料の精査
  - (2) 告発者および被告発者、その他関係者のヒアリング
  - (3) その他必要と認めた方法
- 3 調査委員会は、他の研究機関、学協会等に調査への協力を依頼することができる。
- 4 調査に当たっては、調査対象における公表前データ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮する。

(他委員会との合同調査)

第17条 最高管理責任者は、不正行為以外の他の不正との複合的な事案と認められる場合、必要に応じて学内の他の委員会等と協力または合同して調査を行うことができる。

(証拠の保全)

第18条 最高管理責任者は、本調査に際し、被告発者等に対し証拠物件の保全を命ずる他、必要な措置をとることができる。また、他の研究機関から本規程と同旨の定めにもとづいて協力を要請された調査に関して、証拠となる資料を保全する等、必要な措置をとることができる。

(調査結果の認定)

第19条 調査委員会は、不正行為の有無を認定するに当たり、客観的事実にもとづき、科学的かつ総合的に判断するものとし、被告発者の自認を唯一の証拠として認定することはできない。

- 2 被告発者の不正行為を認定する場合または告発者の悪意にもとづく告発であることを認定する場合、調査委員会は、弁明の機会を与えなければならない。なお、弁明は実験・観察記録ノートや実験データ等を含む科学的根拠を示して行うものとするが、災害や保存期間の経過等により存在しないことが認められる場合はその限りではない。

(調査結果の最高管理責任者への報告)

第20条 調査委員会は、調査の開始から150日以内に調査を完了し、認定した調査結果を最高管理責任者に報告する。ただし、やむをえない事情がある場合、中間報告とすることができる。

(結果の通知および不服申し立て)

第21条 最高管理責任者は、前条の調査結果を了承したときは、当該調査結果をすみやかに告発者および被告発者に通知する。

- 2 不正行為と認定された被告発者は、通知を受けた日から14日以内に、不服申し立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申し立てを繰り返すことはできない。
- 3 告発が悪意にもとづくものと認定された告発者は、通知を受けた日から14日以内に、不服申し立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申し立てを繰り返すことはできない。

(再調査)

第22条 前条の不服申し立てがあったとき、最高管理責任者は、不服申し立てに対する再調査を行うか否かを決定する。ただし、不服申し立ての根拠が、先の調査結果を覆すに足る合理的なものである場合に限り、再調査を行うものとする。

- 2 再調査を行う場合、最高管理責任者は、必要であると認められたときは、調査委員の交代もしくは追加をした上で、再調査を命ずる。
- 3 最高管理責任者は、再調査を行う場合はその旨を、告発者および被告発者に通知する。再調査を行わない場合はその旨およびその理由を、不服申し立てを行った者に通知する。
- 4 再調査は、再調査の開始から30日以内に完了する。ただし、やむをえない事情があるときは、この期間を延長することができる。
- 5 最高管理責任者は、再調査結果をすみやかに告発者および被告発者に通知する。
- 6 再調査結果に対し、同一理由による不服申し立てを繰り返すことはできない。

(調査結果の確定)

第23条 最高管理責任者は、第14条から第22条の手続きを経て、調査結果を確定する。

- 2 最高管理責任者は、不正と認定された論文等の取り下げを勧告するものとする。

(配分機関等への報告)

第24条 告発を受けた研究が、配分機関から配分または措置されている資金により行われている場合、最高管理責任者は、次の各号に定める時点で当該資金を配分する配分機関および文部科学省に報告しなければならない。

また、告発を受けた研究が、配分機関以外の配分機関等から配分または措置されている資金により行われている場合、最高管理責任者は、第8号に定める時点で当該資金を配分する配分機関等および文部科学省に報告しなければならない。

- (1) 調査を行うことを決定した場合
  - (2) 調査期間中に不正行為の事実が一部でも確認された場合
  - (3) 配分機関から中間報告を求められた場合
  - (4) 調査結果の認定した場合
  - (5) 不服申し立てがあった場合
  - (6) 前号不服申し立てを却下または再調査の開始を決定した場合
  - (7) 再調査の結果
  - (8) 調査結果の確定（最終報告書）
- 2 前項第8号の最終報告書は、次の各号に定める事項を含むものとする。
- (1) 調査に至った経緯等
  - (2) 調査体制および調査内容
  - (3) 調査により確定した不正行為の内容
  - (4) 本学が講じた措置の内容
  - (5) 不正行為の発生要因と再発防止策
  - (6) その他最高管理責任者が必要と認めた事項
- 3 第1項第8号の最終報告書提出以前において、当該資金を配分する配分機関および文部科学省の求めがある場合、最高管理責任者は、資料の提出または現地調査に応じるものとする。
- 4 当該資金を配分する配分機関等から当該資金の返還命令またはその他の指導を受けたときは、最高管理責任者は、命令または指導にもとづき、必要な措置を講じなければならない。

（調査結果の公表）

第25条 不正行為が確定した場合、最高管理責任者は次の各号に定める事項をホームページで公表する。

- (1) 不正行為に関与した者の氏名および所属
  - (2) 不正行為の概要
  - (3) 不正行為に対して、本学が講じた措置の概要
  - (4) 調査委員会委員の氏名、所属および調査方法の概要
  - (5) その他最高管理責任者が必要と認めた事項
- 2 前項にかかわらず、個人情報または知的財産の保護等、最高管理責任者が非公表とすることにつき合理的な理由があると認める場合は、一部の事項を非公表とすることができ

る。

- 3 悪意にもとづく告発であることが確定した場合、最高管理責任者は、前 2 項に準じて公表する。

(外部への公開)

第 26 条 次の各号に定める事項は、ホームページで公開する。

- (1) この規程の他、関連する規程
- (2) 通報窓口に関する事項
- (3) その他、最高管理責任者が必要と認めた事項

(定めのない事項への対処)

第 27 条 この規程に定めのない事項は、総務会の意見を聞いて学長が決定する。

(改廃)

第 28 条 この規程の改廃は、総務会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

連絡先

通報窓口	
顧問	文 書：新潟市中央区紫竹山 6 - 3 - 5 メール： <a href="mailto:tsuho@kaishi-pu.ac.jp">tsuho@kaishi-pu.ac.jp</a>
その他連絡先窓口	
総務課	本学事務局内